

飲食店を対象とした 支援金を支給します

「帯広市飲食業経営継続支援金」とは

新型コロナウイルス感染拡大による大きな影響を受けながらも、感染拡大防止に取り組み、事業を継続している飲食店事業者に対し、事業継続の一助としていただくために「1店舗当たり20万円」を臨時的に支給します。（予算の議決をもって実施する予定であり、内容が変更される場合があります。）

給付額

対象となる飲食店 1店舗あたり **20万円**

※同一事業者が複数店舗飲食店を経営している場合、それぞれの店舗が給付要件を満たしていれば20万円×店舗分の給付を受けられます。

例) 経営する2店舗がいずれも要件を満たす場合、20万円×2店舗＝40万円を給付

対象要件

次の①～⑦の全てを満たすことが要件となります。

- ① 令和3年1月1日時点で、次のいずれかに該当する飲食店事業者
 - ・帯広市内に本社を有する法人
 - ・帯広市内にお住いの個人事業者（住民票を有するもの）
- ② 日本標準産業分類の「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に属する店舗
※詳細は下記「対象業種」のとおり
- ③ 食品衛生法における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」許可を持つ店舗であること
- ④ 令和2年12月31日までに開店した店舗であること
- ⑤ 令和2年11月から令和3年2月までの任意の月（1か月）の売上が前年同月比で30%以上減少していること
※店舗毎の比較
※令和2年2月1日以降に開店した店舗で前年比較ができない場合は、「新規開店特例」による計算となります。（詳しくは3月26日以降公開となる「申請の手引き」をご覧ください。）
- ⑥ 新北海道スタイルを実践している店舗であること
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること

対象業種

日本標準産業分類のうち

【76:飲食店】 【77:持ち帰り・配達飲食サービス業】に該当する店舗

(例)

【76:飲食店】

居酒屋、焼き鳥屋、ダイニングバー、バー、スナック、大衆食堂、定食屋、ファミリーレストラン、ラーメン店、焼き肉店、すし屋、そば屋、うどん店、喫茶店、カフェなど

【77:持ち帰り・配達飲食サービス業】

持ち帰りすし店、弁当屋、移動販売（調理を行うもの）、宅配ピザ屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店など

減少要件の一例

この期間の 任意の月の売上で比較	令和2年度		前年同月比で	令和元年度
	11月	50万		50万
12月	50万		50万	
1月	30万 ←	30%以上減少	→	60万
2月	35万			40万

主な提出書類

- (1) 帯広市飲食業経営継続支援金申請書兼誓約書
 - (2) 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証（保健所発行）の写し（申請店舗分全て）
 - (3) 申請書に記入した対象月及びその前年同月の売上が分かる資料（店舗毎）
 - (4) 店舗の外観及び内観がわかる画像等の資料
 - (5) 振込先の通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるページ）
 - (6) 登記簿謄本の写し（法人のみ）、免許証等の写し（個人事業主のみ）
- ※個人事業者で新規開業者の場合は、開業届又は事業開始等申告書の写しも必要となります。

申請期間

令和3年4月1日(木)～5月31日(月)（当日消印有効）

申請先

※郵送のみの受付とします。
（下記宛先を切り取り、封筒に貼付するなどご活用ください。）
※郵便物の追跡ができるよう、簡易書留での郵送をお勧めします。
（普通郵便でも可です。）
※感染リスク回避のため、持参による申請はご遠慮ください。

〒080-0010
帯広市大通南8丁目1-1
太平洋興発ビル1階
株式会社新生 飲食業経営継続支援金係

お問い合わせ先

帯広市飲食業経営継続支援金コールセンター
0155-67-0027（平日9:30～17:30）

詳細はこちらから
ご覧いただけます

